

## 第1回磐田市スクールバス運行検討委員会

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 日 時       | 令和元年10月15日(火) 午後3時から4時10分  |
| 2 | 場 所       | 磐田市役所西庁舎 3階 特別会議室  |
| 3 | 出席者(検討委員) |  |
|   | 村松昌和      | 学識経験者  |
|   | 村上勇夫      | 磐田市自治会連合会会長  |
|   | 清水聖也      | 磐田市立南部中学校PTA会長   |
|   | 山内秀記      | 磐田市立福田小学校PTA会長   |
|   | 大畑邦子      | 磐田市立豊岡北小学校PTA会長  |
|   | 寺田容子      | 磐田市立向陽中学校長   |
|   | 平野 篤      | 磐田市立豊岡北小学校長  |
|   | 磯部公明      | 地域づくり応援課長  |
|   | 小澤一則      | 学校教育課長   |
| 4 | 出席職員      | 教育長 教育部長 学府一体校推進室長 教育総務課総務グループ長<br>(事務局) 学校教育課教育支援グループ指導主事 学府一体校推進室副主任 |
| 5 | 傍聴者       | 6人   |

### 委嘱状の交付

### 教育長あいさつ

本日はお忙しい中を御出席くださり誠にありがとうございます。本委員会は学府一体校の推進に伴って増加する遠距離通学者の安心・安全な登下校の在り方を検討するために設置されたものでございます。

安心・安全、安全・安心な通学の究極はドア・トゥ・ドアということになりますが、家から学校までを保育園と同じように保護者の方もしくは行政が毎日送迎するということは、小・中学校では難しいのではないかと思います。

ながふじ学府や向陽学府における説明会等の中ではスクールバスの要望が出されており、豊岡地区では豊岡東小が豊岡北小と一緒に話し合いの中で、スクールバスの要望が出され、平成27年度にスクールバスの運行に関する規則を定め、運行してきた経過があります。

スクールバスを要望する理由の一つに「中学生が自転車で通っていて、小学生が歩きで通うのはいかなるものか」というものがありますが、これはどこの市町でも起こってくる現象です。国は、通学に特別な措置をしなければいけない基準を、小学校で4km以上、中学校で6km以上としており、現在、磐田市において、中学生が自転車通学で小学生が徒歩通学となる地域の子どもたちは約300人います。また、徒歩で通う小学生のうち、一番遠いところでは3.5kmくらいの児童もいます。

すべての要望に答えていくということは難しいことですし、すべての人が納得するような運行基準もなかなか難しいものだと思いますが、子どもたちの安全・安心を第一に考えて、可能な限り最善な通学様式になるよう、御意見をいただくとありがたいと思いますので、是非ともよろしくをお願いします。

磐田市の子どもたちのためにどのようなスクールバスの運行が必要であるのか、その基準となるところはいかなるところであるのか、そういった点を是非とも御検討くださるよう、本日はどうぞよろしくお願いたします。

## 自己紹介

## 会長・副会長選出

会長に村松昌和氏、副会長に村上勇夫氏を選出

## 会長挨拶

子どもたちの通学につきましては、いろいろな御意見があろうかと思えます。スクールバス以外のことについても、皆様から幅広い意見をいただきながら、よりよい検討会になればと思います。本日は、磐田市の現状や法令等がどうなっているかを学ぶことが中心になりますので、事務局の方からの説明を聞きながら、不明な点につきましては、是非ご質問いただき、スクールバスの運行等について理解を深めることができると思います。

## 議 事

- 磐田市スクールバス運行検討委員会設置の目的（事務局より説明）
- 磐田市の現状と今後（事務局より説明）
- 関係法令・要綱（事務局より説明）
- 全国及び近隣市町のスクールバス運行状況（事務局より説明）
- 今後の検討課題（事務局より説明）

（委員長） 磐田市の現状と今後について、質問や不明な点はありませんか。

（委員） 中学生の登下校に自転車を許可する根拠は、部活で下校時間が遅くなるというのが主な理由ですか。

（事務局） 夏は部活動の終了時刻が遅く6時を過ぎてからの下校となるため、自宅につく頃には暗くなってしまう。そのため徒歩ではなく、ライトのついている自転車を利用することで安全を確保しています。

（委員） 下校時間が一番の大きな理由ということですね。

（事務局） 小学生は、大人と比べ視界が狭く、また、自転車の運転技能や交通ルールの理解が不十分であるため、自転車による登下校がかえって危なくなってしまう。また、小学生の下校時間は中学生と比べ早く、明るい時間帯に下校できるため、小学生は徒歩による登下校となっています。

（委員長） 学府一体校の建設場所は、まだ確定をしているものではありませんから、資料にある通学距離については、あくまでも参考資料とお考えください。

（委員長） 関係法令・要綱について、質問や不明な点はありませんか。

（委員） 市外からの通学者も、遠距離通学費補助金交付の対象になるのですか。

(事務局) 市外からの児童生徒につきましては対象になっておりません。

(委員) 現在、市外から通学する児童生徒はいるのですか。

(委員) 区域外就学につきましては、市内の小中学校に若干名が在籍をしています。なお、区域外就学で他の学区に通う場合には、保護者の責任の下に登下校をすることが、一つの条件になっています。

(委員長) 全国のスクールバス運行状況について、質問等はありませんか。

(委員) スクールバスの利用者の範囲の指定方法が地域で指定している市町と距離だけで指定している市町がありますが、距離で指定する場合は、同じ自治会の中にバスを利用できる児童と利用できない児童が生じるのでしょうか。

(事務局) 利用者の範囲を距離で指定する場合は、そういうケースが出てくることが考えられます。

(委員長) 近隣市町のスクールバスの運行状況について、何か質問はありますか。

(委員) スクールバスの利用者の範囲を小学校4 km以上、中学校6 km以上としているところが多いのですね。

(事務局) 国の基準を基に、各自治体において規則等を定めているためと考えられます。

(委員長) 今後の検討課題について、質問等がありますか。

(委員) 重要なところなので、今後の検討課題の部分を印刷物として配布していただけないでしょうか。

(事務局) 承知いたしました。

(委員) 地理的環境とは例えばどういうことを想定しているのでしょうか。具体的に教えてください。

(事務局) 例えば、勾配の大きい長い坂道がある場合に、他の地域と同様の距離を利用者の範囲とするのかどうか、また、坂道以外にも、民家の有無など防犯上の課題についてはどう考えていくのかなどが考えられます。

(委員) 通学区域は自治会単位で区切られていると思いますが、学区の小学校へ行くより隣の学区の小学校へ行った方が近いということがあると思います。現状では、隣の学区の小学校へ通学することは認められているのでしょうか。

(委員) 通学の利便性という観点から、学区の小学校よりも隣接学区の小学校の方が安全で近い場合には、学区外就学が認められています。

(委員) それは、中学校でも認められているのでしょうか。

(委員) 中学校でも認められています。

(委員) 今後、小中学校が一体校となった場合にも、同様のことが起きるのでしょうか。

(委員) ながふじ学府以外の学府については、計画が定まっていませんので、一概には言えないと思います。

(委員) では、一体校においても、現在のように学区外通学が認められるのでしょうか。

(委員) 学区外就学の規則に変更がなければ、認められることになると思います。

(委員長) 通学区域審議会の協議を通して通学区域の弾力化が進められ、現在、学区外の学校への就学が認められています。一体校を進める上で一番の課題は、急な坂道等の地理的環境から、他の学府への就学を希望する児童生徒が生じてしまわないようにすることだと思います。地域の行事は自治会単位で行われるものが多いため、同じ自治会の児童生徒が同じ学校に通学できるよう、一体校への安全安心な通学方法を本委員会で考えていかなければならないと思います。